

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により平成25年度、平成28年度及び平成29年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

平成31年1月7日

熊本県監査委員	濱	田	義	之
同	竹	中		潮
同	氷	室	雄	一郎
同	田	代	国	広

平成25年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1	219	港湾課	指定管理料の見積と経費発生実績について	指摘	<p>改善措置の内容について不備があるものの、労務単価の算出方法が全庁で統一されていることが原因であるため、部署ごとに指定管理者選定のためのガイドラインを柔軟に運用できるよう、全庁的に改善する必要がある。</p> <p>担当部署としても、現在運用可能な規程・規則の範囲内で、独自に効率性等が図られているかをモニタリングする努力が必要であると考えられる。</p>	<p>まず、労務単価の算出方法について、毎年度、財政課において設定している「指定管理者の選定手続きに係る人件費等の積算基準」は、熊本県人事委員会等が実施している「職種別民間給与実態調査」の結果をもとに算定したものであり、妥当であると考えている。なお、人件費の積算過程において当該積算基準により難しい場合は、財政課と協議のうえ決定することとしている。＜財政課＞</p> <p>次に、担当部署独自のモニタリングについては、「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に基づくモニタリングに加えて、次回（H31年度）の指定管理者選定に向けて、これまでの人件費の実態について、業務内容、勤務時間、給与等について各職階ごとに独自に聞き取り調査を行ったところ、基準価格と実態との乖離を確認した。</p>	実施済み
2	219	港湾課	指定管理料の見積と経費発生実績について	指摘	<p>指摘事項3に関しては、公表されている措置の状況どおりに、労務単価の見直しが行われていない。</p> <p>財政課の公表している人件費単価はあくまでも目安であり、合理的な説明がつくのであれば、それを下回る価格での見積りは可能であると考えられる。</p> <p>一般企業における時間当たり労務単価のデータ取得が困難であるならば、せめて見積り業務時間と実際の業務時間との差異に関するデータを取得するなどして、1年当たりの人件費見込み額を算定した上で、当初見積りとの比較を行い、当初見積りとの乖離を確認し、次回の見積りの際の参考にするといった努力は必要ではないかと考えられる。</p>	<p>次回（H31年度）の指定管理者選定にあたり担当部署による聞き取り調査を行った結果、基準価格と実態とが乖離していることを確認できたことから、現在、人件費単価の見直しを行っているところ。</p> <p>指定管理者に求める業務のあり方や現在の指定管理者の実態を踏まえた上で、「指定管理者の選定手続きに係る人件費等の積算基準」を基に、適用する職階及び職種を見直し、人件費単価を見直すこととしている。</p>	実施済み